

【中 期 経 営 計 画】

(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

1 経営方針

- (1) 安全で平穏なまちづくりの推進
警察本部や関係機関・団体等との連携のもと、暴力追放と薬物乱用防止に関する県民意識の高揚を図るため、広範かつ組織的な広報・啓発活動、相談・保護活動等を実施して、当センターの設立趣旨である「暴力及び薬物乱用のない安全で平穏なまちづくり」に寄与する。
- (2) 自主財源の確保と効率的な事業展開
基本財産の運用益が減少する中、寄付金、賛助会費収入の安定化を図るため、当センターの活動について、積極的な広報に努め、賛助会員の新規獲得及び会員の退会抑止を図りつつ、効率的な事業運営を推進する。
- (3) センター業務の見直しと諸経費の節減
暴力団の資金獲得活動の多様化、巧妙化に伴い、当センターの果たす役割は重要性を増しており、厳しい経営環境の中、事業活動全般について質量を維持しつつ、改善できる分野の見直しを行いながら、経費節減を図る。

2 経営目標

- (1) 埼玉県暴力追放運動推進センターとしての活動の推進等
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 3 第 1 項の規定により、当センターは埼玉県公安委員会から埼玉県暴力追放運動推進センターに指定されていることから、同条第 2 項に規定された
ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動
イ 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動
ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談、保護及び救済活動
エ 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
オ 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動
カ 暴力団事務所の付近住民等の生活の平穏等が害されることを防止する活動
キ 事業所に対する不当要求防止責任者講習などの事業を推進するとともに、市民層にも蔓延し憂慮すべき状況にある覚醒剤等の薬物乱用を防止するための広報啓発及び相談活動等を推進する。
- (2) 経営の効率化・合理化
事業推進の財源を確保するため、基本財産の運用方策の検討及び自主財源の確保を図りながら、当センターの業務及び諸経費の見直しを行い、経営の効率化、合理化を推進する。

ア 基本財産の効率的運用

当センターでは基本財産 10 億 4,000 万円について、国債等の公共債を取得し、運用益を得て事業活動を行っているところであるが、「平成 18 年度埼玉県債(10 年)3 億 4,000 万円」が、平成 28 年 4 月 27 日に満期償還を迎えたことから、この資産運用については、マイナス金利政策のなか、運用の安全性(信用性)や収益性等を確保しながら、より良い金融商品として、地方債等を取得し運用を開始した。

また、今後も大幅な収入減となることが見込まれている中で、平成 31 年 6 月には、「平成 21 年度埼玉県債(10 年)1 億円」が満期となることにより、経営環境はより厳しさを増してくることから、金融機関等からの事前情報を収集し、基本財産の運用方法等を含め、一層の効率的な運用を図る。

イ 賛助会員の新規獲得等

新規会員獲得を積極的に行っているが、企業、団体等の経営見直しなどの影響により、退会する会員も少なくないことから、賛助会員数(会費)は、微増で推移しており、大幅な会員増加は難しい状況にある。

よって、不当要求防止責任者講習をはじめ、各種活動を通じて当センターの事業活動の広報に努め、賛助会員となった場合の特典を訴えるなど、新規会員獲得を図りながら、併せて既存会員の退会を抑止する。

また、寄付金についても関係団体への積極的な働き掛けを行い、増収を図る。

ウ 普及宣伝事業の見直しと経費節減

○ 県民大会の事業の見直し

毎年実施している「暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会」の行事催物については、参加者へ配布する記念品等を含め、多額の経費が掛かることから、より合理的な大会運営を念頭に、費用削減を図っていく。

○ 広報資料の作製見直し

広く県民に配布するリーフレット等については、県民の暴排意識を高めるとともに、当センターの活動を知らせる上でも必要な資料であるが、作製に当たっては、紙質や塗色、部数等を十分に考慮した上で、より安価な広報資料を作製する。

○ 安価で効果のある広報事業の推進

安価でより多くの県民に対する効果的な広報事業を推進するため、県警察をはじめ関係機関、団体との連携、協同した暴力排除・薬物乱用防止のための普及啓発キャンペーンを推進するとともに、公共施設の電光掲示板等を利用した効率的で効果のある広報活動を推進する。

《数値目標》

- 暴力追放・薬物乱用防止の普及啓発キャンペーン 6 回以上
- 賛助会員の獲得 500 団体(個人)以上
- 電光掲示板等を活用した広報活動 25 件以上

3 事業計画・実施方策

(1) 広報啓発活動

ア 県民大会の開催

暴力団の実態及び薬物乱用の現状について、広く県民の認識を深め、暴力追放と薬物乱用防止意識の高揚を図るため、毎年、県警察との共催により「暴力

追放・薬物乱用防止埼玉県民大会」を開催する。

イ 広報啓発資料の作成配布

暴力追放・薬物乱用防止に関する現状と対策について、周知する広報啓発資料として、ポスター、パンフレット、リーフレット、機関誌等を作製（購入）し、各市町村、各種団体、企業等に幅広く配布する。

ウ 各種大会等への参加と講演、講話の実施

各種研修会、暴力団排除大会等に積極的に参加し、暴力団排除対策、薬物乱用防止に関する講演、講話を実施する。

エ 広報活動の推進

県民の暴力追放・薬物乱用防止の意識高揚を図るため

- 公共施設などへのポスター掲示と電光掲示板を利用
- ホームページにセンター活動状況、暴力団情勢等を掲載
- 各種キャンペーンの主催（共催）及び支援
- 他団体の機関誌、広報紙へのポスター等の掲載依頼などを実施する。

(2) 地域及び職域組織の結成及び活動の促進

ア 職域暴排組織の結成

県警察と連携し、新たな職域暴力排除組織の結成を働きかける。

イ 暴力排除組織への支援

- 地域及び職域における暴力排除組織活動を活発化させるため、各暴力排除組織における総会、研修会等に参加し、講演、講話等の支援活動を行う。
- 地域及び職域暴力排除組織が行う暴力追放及び薬物乱用防止活動に対し、DVDの貸出し、リーフレット等の広報資料を提供する。

ウ 事務担当者研修会の開催

地域暴力排除推進協議会と連携し、効果的な活動を推進するために事務担当者研修会を開催する。

(3) 相談、保護及び救済活動

ア 効果的な相談活動の実施

- 暴力追放相談委員及び薬物問題相談委員により、相談内容に対応した適切で効果的な相談業務を実施する。
- 相談窓口の利用促進を図るため、講習会等の各種会合をはじめ、リーフレット等による当センターの活動を継続して広報するほか、県民の立場に立ち、気軽に相談できる環境作りに努める。

イ 訴訟費用等の貸付

暴力団組事務所明渡しや暴力団等に対する損害賠償請求等の民事訴訟費用、暴力追放・薬物乱用防止活動において受けた財産的被害の修復費用を無利子で貸付け支援する。

ウ 被害者見舞金の支給

暴力団員又は薬物乱用者から傷害等の被害を受けた被害者に見舞金を支給する。

(4) 監視活動

ア モニターの情報収集の支援

地域の暴力団の実態及び薬物乱用の現状等に関する要望意見を収集して事業に活用するとともに、監視活動を支援する。

イ モニター委嘱及び会議の開催

暴力追放・薬物乱用防止活動に理解と熱意のあるモニターを選定のうえ、委

- 嘱し、併せてモニター会議を開催する。
- (5) 関係機関、団体等との連絡及び協力支援活動
県警察、県、市町村、地域・職域暴排組織、民暴委員会等との連絡を密にし、暴力追放や薬物乱用防止に関する情報交換、講演、講習、広報等について、各種の協力支援活動を行う。
- (6) 表彰の実施
暴力追放・薬物乱用防止活動に顕著な功労のあった団体、個人に対して表彰を行う。
- (7) 各種情報及び資料の収集並びに調査研究
ア 情報資料の収集及び提供
新聞等の公刊物に掲載された暴力団関係情報、不当要求事例等の情報を収集し、関係団体及び企業などに対して、必要な情報提供を行う。
イ アンケート調査の実施
不当要求防止責任者講習において、受講者に対しアンケート調査を実施し、その結果を各事業に反映させる。
- (8) 少年に対する暴力団の影響排除活動
ア 影響排除活動
県警察及び関係機関団体等と連携し、少年の暴力団加入阻止や覚せい剤等の薬物乱用防止活動を実施する。
イ 広報資料の作成配布
暴力団の少年に及ぼす影響を排除するための広報資料を作成し、キャンペーンをはじめ少年指導委員研修時や学校教育関係者等に配布する。
- (9) 暴力団離脱者等を支援する活動
ア 援助費の支給
暴力団から離脱した者、又は暴力団からの離脱意志を有する者に対し、一時的な宿泊費等や社会復帰を支援するため、就労及び身辺保護に要する費用を支給する。
イ 埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策協議会に対する支援
○ 暴力団離脱者等の円滑な就労対策等を推進するため、埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策協議会への支援を行う。
○ 暴力団離脱者雇用給付金の支給
暴力団離脱者の雇用を支援するため、離脱者を一定期間雇用した事業所に対し、雇用給付金を支給する。
- (10) 生活又は業務遂行の平穏が害されることを防止する活動
暴力団事務所の付近住民等から事務所使用差止請求の委託を受けた場合は、警察、民暴委員会弁護士等と連携し、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行うなど、暴力団事務所の使用により、付近住民等の日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止する。
- (11) 不当要求防止責任者講習
公安委員会から委託を受け、事業所や行政機関等から選任された不当要求防止責任者に対して、不当要求防止責任者講習(選任・定期)を実施する。
- (12) 少年指導委員に対する研修
県警察少年課と連携し、県公安委員会が委嘱している少年指導委員の研修(委嘱時研修・定期研修)において、暴力団から少年を守るための講習を実施する。
- (13) 不当要求情報管理機関への支援
不当要求情報管理機関から援助の申出があったときは、不当要求による被害を

防止する方法について資料を提供し、又は助言をするなど、その申出内容に応じた支援を行う。

4 収支計画

| 科目 | H28年度(実績) | | H29年度 | | H30年度 | | H31年度 | |
|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 金額(千円) | | 金額(千円) | H28対比 | 金額(千円) | H28対比 | 金額(千円) | H28対比 |
| 収 益 | | | | | | | | |
| 基本財産運用 | 17,249 | 100.00 | 14,697 | 85.20 | 14,697 | 85.20 | 13,877 | 80.45 |
| 賛助会費 | 14,760 | 100.00 | 14,290 | 96.81 | 14,410 | 97.63 | 14,510 | 98.31 |
| 寄付金 | 847 | 100.00 | 655 | 77.33 | 655 | 77.33 | 655 | 77.33 |
| 委託料 | 10,271 | 100.00 | 10,332 | 100.59 | 10,332 | 100.59 | 10,332 | 100.59 |
| その他 | 847 | 100.00 | 98 | 11.57 | 98 | 11.57 | 98 | 11.57 |
| 経常収益計 | 43,974 | 100.00 | 40,072 | 91.13 | 40,192 | 91.40 | 39,472 | 89.76 |
| 費 用 | | | | | | | | |
| 事業費 | 29,352 | 100.00 | 30,576 | 104.17 | 30,576 | 104.17 | 30,576 | 104.17 |
| 管理費 | 15,003 | 100.00 | 15,724 | 104.81 | 15,724 | 104.81 | 15,724 | 104.81 |
| 経常費用計 | 44,355 | 100.00 | 46,300 | 104.39 | 46,300 | 104.39 | 46,300 | 104.39 |
| 当期経常増減額 | △381 | - | △6,228 | - | △6,108 | - | △6,828 | - |
| 正味財産期末残高 | 1,138,230 | 100.00 | | | | | | |

5 県財政支出

| 科目 | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | H31年度 | |
|-----------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額(千円) | | 金額(千円) | H28対比 | 金額(千円) | H28対比 | 金額(千円) | H28対比 |
| 補助金 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 収入依存度 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 委託費 | 10,271 | 100.00 | 10,332 | 100.6 | 10,332 | 100.6 | 10,332 | 100.6 |
| 責任者講習委託料 | 2,295 | 100.00 | 2,295 | 100 | 2,295 | 100 | 2,295 | 100 |
| 意識高揚事業委託料 | 7,976 | 100.00 | 8,037 | 100.8 | 8,037 | 100.8 | 8,037 | 100.8 |
| 県財政支出合計 | 10,271 | 100.00 | 10,332 | 100.6 | 10,332 | 100.6 | 10,332 | 100.6 |

6 組織・役員数

| 項 目 | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | |
|----------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 人数 | | 人数 | 対28年度比 | 人数 | 対28年度比 | 人数 | 対28年度比 |
| 常勤役員 | 1 | 100% | 1 | 100% | 1 | 100% | 1 | 100% |
| 県職員○B他 | 1 | 100% | 1 | 100% | 1 | 100% | 1 | 100% |
| 県派遣職員 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 常勤職員 | 5 | 100% | 5 | 100% | 5 | 100% | 5 | 100% |
| 県職員○B他 | 4 | 100% | 4 | 100% | 4 | 100% | 4 | 100% |
| 県派遣職員 | 1 | 100% | 1 | 100% | 1 | 100% | 1 | 100% |
| 非常勤職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人件費（千円） | 29,019 | | 30,659 | | 30,645 | | 30,645 | |
| 支出に占める割合 | 65.52 | | 66.22 | | 66.19 | | 66.19 | |

7 改革への取り組み

（1）事業の質と量の維持

事業費の確保が困難化する中、治安維持の一翼を担う当センターの活動の重要性は益々高まっていることから、現在の事業の質と量を維持しながら、事業全般を見直してなお一層の効率化、合理化を図る。

（2）事業費の確保

事業費の安定的な確保のため、当センターの活動にかかる広報活動を機会あるごとに行うなど、県民をはじめ、関係機関団体等に対して寄附金、賛助会費に関する理解を深める活動を積極的に推進する。